定款

株式会社　大伸社

第１章　総　則

第　１　条（商号）

当会社は株式会社大伸社と称し、英文では Daishinsha Inc. と表示する。

第　２　条（目的）

〔１〕当会社は、次の各号の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

１．広告・宣伝および販売促進に関する調査、企画、立案、制作、撮影、管理及びコンサルティング業務
２．各種メディアコンテンツおよびイベントの企画、制作及び運営
３．イノベーション及びマーケティングにかかる調査、収集、分析、処理、提供、研修、教育のサービス業及びコンサルティング業務
４．各種 IT システムの企画・コンサルティング・設計・開発・運用・保守業務
５．産業財産権・著作権・出版権などの知的財産権の企画、設計、取得、利用、管理、販売及び賃貸借
６．動産及び不動産等の資産の賃貸借
７．建築物・内装・展示・装飾・各種電子装置・各種ソフトウエアの企画、設計、制作、販売及びコンサルティング業務
８．倉庫業及び倉庫荷役事業及び発送業務の請負業
９．絵画・リトグラフ・その他美術工芸品の制作及び販売
１０．飲食店・売店の経営及び自動販売機の設置、運営並びに管理
１１．法人および団体の経営並びに管理に関する情報収集、アウトソーシング業務の受託及びコンサルティング業務
１２．電気工事・電気通信工事・管工事・建築工事・内装工事並びに付帯設備工事の工事監理及び請負
１３．各種物品の輸出入、製造、販売、管理及び運営
１４．生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
１５．前各号に付帯又は関連する一切の業務

〔２〕当会社は、前項各号に定める業務及びこれに付帯又は関連する一切の業務を行うことができる。

第　３　条（本店の所在地）

当会社は本店を大阪市に置く。

第　４　条（機関の設置）

当会社は、株主総会及び取締役のほか取締役会及び監査役を置く。

第　５　条（公告方法）

当会社の公告方法は電子公告により行う。

２.やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は日本経済新に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

第　6　条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は１０，５６０，０００株とする。

第　7　条（自己株式の取得）
当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第　8　条（単元株式数）
当会社の１単元の株式の数は１００株とする。

第　9　条（単元未満株主の権利制限）
当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第　10　条（株式取扱規程）
当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第　11　条（株主名簿管理人）
当会社は株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３．当会社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿新株予約権原簿への記載または記録、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第　12　条（基準日）
当会社は毎年１１月２０日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第３章　株主総会

第　13　条（招集の時期）
当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内にこれを招集する。

第　14　条（招集者及び議長）
株主総会は代表取締役 CEO が招集し、その議長となる。
代表取締役 CEO に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順

序により他の取締役がこれに代わる。

第 15 条（電子提供措置等）
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議要件）
株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもってする。
２．会社法第３０９条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもってする。

第 17 条（議決権の代理人行使）
株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

第 18 条（員数）
当会社の取締役は１５名以内とする。

第 19 条（選任）
取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使するこができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
２．取締役選任については累積投票によらないものとする。

第 20 条（任期）
取締役の任期は選任後２年以内の事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．補欠又は増員により選任された取締役の任期は現任取締役の残任期間とする。

第 21 条（取締役会）
取締役会は代表取締役 CEO がこれを招集し、その議長となる。代表取締役 CEO に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
２．取締役会の招集通知は会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

３．取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
４．取締役会の運営その他に関する事項については取締役会の定める取締役会規程による。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）
取締役会の決議により当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。
２．取締役会の決議により代表取締役 CEO 及び代表取締役 CXO、代表取締役 CMO 各１名並びに常務取締役若干名を選定することができる。

第 23 条（報酬等）
取締役報酬、賞与、その他職務執行対価として当会社からうける財産上の利益（以下報酬等という。）は株主総会の決議によって定める。

第 24 条（取締役の責任免除）
当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

第 25 条（員数）
当会社の監査役は３名以内とする。

第 26 条（選任）
監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
２.監査役の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

第 27 条（任期）
監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終結の時までとする。
２．補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。

第 28 条（報酬等）
監査役の報酬等並びに退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。

第 29 条（監査役の責任免除）
当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第 30 条（事業年度）
当会社の事業年度は毎年１１月２１日から翌年１１月２０日までとする。

第 31 条（剰余金の配当）
株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
２．前項のほか、取締役会の決議により、毎年5月２０日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 32 条（配当金の除斥期間）
剰余金の期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
２．未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。